

## 令和2(2020)年度 WEB等を活用した栃木の魅力発信事業 業務委託仕様書

本仕様書は、「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン実行委員会（以下「甲」という。）が発注する「令和2(2020)年度 WEB等を活用した栃木の魅力発信事業」（以下「委託事業」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

WEB等を活用した栃木の魅力発信事業

### 2 業務の目的

令和2(2020)年4～9月の「本物の出会い 栃木」2020Welcome観光キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）期間において、旅行予約サイト及び観光情報サイトを活用した、同キャンペーンの周知及び本県の宿泊数の増加を促進することを目的とする。

### 3 委託料

9,365,400円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

「ページ制作費用」、「広告配信費」及び「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。なお、広告配信費は、委託金額の6割を目安とすること。

### 4 委託期間

契約締結した日から令和2(2020)年12月31日(木)まで

### 5 委託業務内容

#### (1) 旅行予約サイト、観光情報サイト等を活用した観光情報の発信

ア 自社又は提携会社の旅行予約サイトや観光情報サイトでキャンペーン（別紙1参照）に資するプロモーションページを委託期間中の6か月間掲載する。掲載の開始時期については、社会情勢を踏まえ、乙から提案すること。また、期間中、季節に合わせて2回以上ページを作成し、9月30日（水）以降はキャンペーン以外のプロモーションを行うこと。

イ 自社サイトのトップページからプロモーションページまでの導線を分かりやすくすること。

ウ プロモーションページには、首都圏から栃木県へのアクセス及び栃木県全体のマップを入れること。

エ 宿泊施設と連携してキャンペーンを意識した宿泊プランを造成し、プロモーションページ内に掲載する。掲載する際は、キャンペーン関連宿泊プランであることを明確に表示し、個々の宿泊プラン名にも統一の文言を入れること。

オ プロモーションサイト内から宿泊プランの予約申込みまでの流れに必然性があること。

カ 経済波及効果の拡大を目指し、宿泊に加え、着地型旅行商品の販売も行うこと。また、本県実施の旅行商品造成促進業務（別紙2参照）で造成した着地型旅行商品を掲載すること。

#### (2) 広告配信

消費者へ向けて観光誘客に効果的なバナー広告を配信し、より露出度を高めること。その他の広告配信手法の提案に当たっては、当該広告配信手法が宿泊申込みに効果的である根拠を明確に示すこと。

#### (3) 目標KPIの設定

ア 事業実施期間の自社又は提携会社で取扱うプロモーションページの閲覧数、人泊及び取扱額

の目標数を昨年までの実績を元に設定し、目標達成に向けて業務を実施すること。

イ 宿泊施設と連携したプラン造成の参画施設数とプラン数の目標数を設定し、目標達成に向け業務を実施すること。

ウ 上記ア及びイの目標数を達成した場合も、事業経費のある限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

#### (4) 事業計画書の作成

企画提案のあった内容を基に事業スキームや広告配信時期も含めた委託事業全体スケジュール等を盛り込んだ「事業計画書」を作成する。なお、作成した事業計画書については、甲と協議の上、実施を決定するものとする。

#### (5) 効果測定

ア 宿泊実績等の途中経過について毎月初に前月分を報告すること。

イ 実施報告書の内容に関して、以下の内容も含めること。

- (ア) 令和2（2020）年4～9月の宿泊数の実績（エリア別及び宿泊施設別の入泊、泊数、販売額等）
- (イ) 平成28（2016）年～令和2（2020）年の4～9月の県全体の宿泊数の推移
- (ウ) 利用者の居住地、年代、販売額、性別及び宿泊形態に関するデータ
- (エ) プロモーションページ閲覧数
- (オ) 広告配信における効果
- (カ) 事業の結果分析及び今後の展開について栃木県の観光事業における改善の提案
- (キ) 本県の競合県と比較し、ユニークセリングポイントの分析

### 6 実施報告書の提出

全ての業務完了後、当業務における実施結果及びその効果についてとりまとめ、「実施報告書」（任意様式）を作成し、検査を受けるものとする。

実績報告書はA4カラー判で作成し、紙媒体を正副合わせて3部及びDVD-ROM1枚を提出する。

### 7 委託料の支払

全業務完了後の精算払とする。

### 8 留意事項

- (1) 事業の成果は、甲及び栃木県に帰属する。
- (2) 各業務上で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。
- (3) 乙がプロモーションページ等を作成するために、取材等により撮影した画像は、両者協議により、甲及び栃木県に提供が可能である画像（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲及び栃木県に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲及び栃木県が使用できるものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙がその使用に対する一切の責任を負うこと。
- (5) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。